

## 第4章 環境の保全についての配慮事項

### 1 公的な計画及び指針との整合

埼玉県、上尾市及び伊奈町によって策定されている計画等のうち、対象事業に関連するものは、表 4.1.1-1 に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載されている内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項について表 4.1.1-2～表 4.1.1-5 に示す。

表 4.1.1-1 対象事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本条例（平成6年12月条例第60号）
	埼玉県環境基本計画（第5次）（令和4年4月）
	第5次埼玉県国土利用計画（令和5年10月）
	埼玉県土地利用基本計画（令和6年6月）
	埼玉県5か年計画（令和4年3月）
	まちづくり埼玉プラン（平成30年3月）
	第9次廃棄物処理基本計画（令和3年3月）
	埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改訂版（令和5年3月）
	第3次埼玉県広域緑地計画（令和4年4月）
上尾市	第6次上尾市総合計画（令和3年3月）
	第3次上尾市環境基本計画（令和3年3月）
	上尾市都市計画マスタープラン2020（令和3年3月）
	第2次上尾市緑の基本計画（令和3年3月）
	上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和5年3月）
	第3次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和4年3月）
伊奈町	伊奈町総合振興計画後期基本計画（2020_2024）（令和2年3月）
	第2次伊奈町環境基本計画【改訂版】（令和2年3月）
	伊奈町都市計画マスタープラン（平成28年3月）
	伊奈町緑の基本計画（平成28年4月）
	伊奈町ごみ処理基本計画（令和5年3月）
	第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和2年3月）
上尾市・伊奈町	上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画（令和4年3月）

表 4.1.1-2 (1/3) 計画等の内容と対象事業における配慮事項 (埼玉県)

計画等	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県環境基本条例 (平成6年12月条例 第60号)</p>	<p>(事業者の責務) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物処理施設は、排ガス対策として、法令等に定める規制基準等と同等以上の公害防止基準値を設定し、適切な処理を行うとともに、適正な運転・管理を実施する。</li> <li>・施設稼働に伴う騒音・振動については、法令等に定める規制基準等を遵守し、適正な運転・管理を行う。また、設備機器は、できるだけ建屋内へ配置することや、防振架台を設置すること等の騒音・振動対策を行う。</li> <li>・工事に際しては、極力排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械を使用する。</li> </ul>
<p>埼玉県環境基本計画 (第5次) (令和4年4月)</p>	<p>21世紀半ばを展望した長期的な目標(将来像)を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり</li> <li>・安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり</li> <li>・あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり</li> </ul> <p>【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動対策の推進</li> <li>・資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・みどりの保全と創出</li> <li>・生物多様性と生態系の保全</li> <li>・恵み豊かな川との共生と水環境の保全</li> <li>・安全な大気環境や身近な生活環境の保全</li> <li>・経済との好循環と環境科学・技術の振興</li> <li>・地域資源の活用や交流・連携による地域づくり人づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、循環型社会の形成に貢献する。</li> <li>・建設機械は、極力排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械を使用する。</li> <li>・資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車等を使用する。</li> <li>・対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への誘導、移植を検討する。</li> <li>・工事中に発生する濁水等の流出防止対策を徹底し、対象事業実施区域周辺の河川等に生息・生育する動植物への影響をできる限り低減する。</li> <li>・計画施設における生活系排水は下水道放流または完全クロズドとし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流または完全クロズドとする。</li> <li>・施設には、温室効果ガスの排出抑制に資する設備を選択し、導入するとともに、設備機器の使用方法に関しても、温室効果ガスの発生抑制を心がけるものとする。</li> <li>・可燃物処理施設は、排ガス対策として法令等に定める規制基準等と同等以上の公害防止基準値を設定し、適切な処理を行うとともに、適正な運転・管理を実施する。</li> <li>・不燃・粗大ごみや資源物の処理に際し、効率的な資源物の回収に努める。</li> </ul>
<p>第5次埼玉県国土利用計画 (令和5年10月)</p>	<p>基本理念である「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、3つの県土利用の基本方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的かつ有効な県土利用</li> <li>・安心・安全を実現する県土利用</li> <li>・人と自然が調和し、持続可能な県土利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。また、植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。</li> <li>・可燃物処理施設は、排ガス対策として法令等に定める規制基準等と同等以上の公害防止基準値を設定し、適切な処理を行うとともに、適正な運転・管理を実施する。</li> </ul>

表 4.1.1-2 (2/3) 計画等の内容と対象事業における配慮事項 (埼玉県)

計画等	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県土地利用基本計画 (令和6年6月)</p>	<p>「第5次埼玉県国土利用計画」の基本方針に基づき、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、さらには、これら五地域を個別規制法の土地利用規制に合わせて細分化した区分ごとに次の原則に従って適正に行うものとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。また、植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。</li> </ul>
<p>埼玉県5か年計画 (令和4年3月)</p>	<p>令和4年度～令和8年度までの5か年計画として、埼玉県は2040年を見据えて以下の3つの将来像の実現を目指すこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安心・安全の追求 ～Resilience～</li> <li>誰もが輝く社会 ～Empowerment～</li> <li>持続可能な成長 ～Sustainability～</li> </ul> <p>埼玉県の目指す将来像の実現に向け、「埼玉版SDGsの推進」、「新たな社会に向けた変革」の2つの基本姿勢を反映するため、12の針路が示され、その中の一つに「豊かな自然と共生する社会の実現」を掲げ、7の施策が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの保全と創出</li> <li>恵み豊かな川との共生</li> <li>生物多様性の保全</li> <li>活力ある農山村の創造</li> <li>資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進</li> <li>地球環境に優しい社会づくり</li> <li>公害のない安全な地域環境の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。また、植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。</li> <li>工事中に発生する濁水等の流出防止対策を徹底し、対象事業実施区域周辺の河川等に生息・生育する動植物への影響をできる限り低減する。</li> <li>対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて変更区域外への誘導、移植を検討する。</li> <li>可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、地球環境に優しい社会づくりに貢献する。</li> <li>可燃物処理施設は、排ガス対策として、法令等に定める規制基準等と同等以上の公害防止基準値を設定し、適切な処理を行うとともに、適正な運転・管理を実施する。</li> <li>施設稼働に伴う騒音・振動については、法令等に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準値を設定し、適正な運転・管理を行う。また、設備機器は、できるだけ建屋内へ配置することや、防振架台を設置すること等の騒音・振動対策を行う。 総合的なごみ処理施設を整備する。</li> <li>焼却灰やばいじんの搬出にあたっては、周囲に飛散させることのないよう配慮する。</li> </ul>
<p>まちづくり埼玉プラン (平成30年3月)</p>	<p>埼玉県5か年計画及び埼玉県都市計画審議会からの提言を踏まえ、都市計画の基本指針として策定されており、この中で将来都市像を実現していくため、3つのまちづくりの目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンパクトなまちの実現</li> <li>地域の個性ある発展</li> <li>都市と自然・田園との共生</li> </ul>	<p>新ごみ処理施設の整備にあたっては、4つの基本方針(コンセプト)を定め、組合、上尾市及び伊奈町が連携して施設整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境にやさしい施設</li> <li>安全、安心で、安定した施設</li> <li>地域に貢献し、住民に親しまれる施設</li> <li>経済性に優れた施設</li> </ul>

表 4.1.1-2 (3/3) 計画等の内容と対象事業における配慮事項 (埼玉県)

計画等	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 (令和3年3月)</p>	<p>「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現に向けて、以下の4つの基本方針を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。</li> <li>・廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。</li> <li>・災害発生時において、廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。</li> <li>・将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。</li> <li>・不燃・粗大ごみや資源物の処理に際し、効率的な資源物の回収に努める。</li> <li>・災害に強く、防災対策機能を備えた一般廃棄物処理システムを確保するなど総合的なごみ処理施設を整備する。</li> <li>・焼却灰やばいじんの搬出あたっては、周囲に飛散させることのないよう配慮する。</li> </ul>
<p>埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改訂版 (令和5年3月)</p>	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と部門別の緩和策が示されている。</p> <p><b>【温室効果ガスの削減目標】</b> 2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する。</p> <p><b>【廃棄物、その他温室効果ガスの緩和策】</b></p> <p>①廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rによる廃棄物の減量化・再生利用の推進</li> <li>・太陽光パネルのリユース・リサイクルの推進</li> <li>・プラスチック資源の循環的利用</li> <li>・市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進</li> <li>・廃棄物系バイオマス等利活用の促進</li> <li>・農山村バイオマスの利活用の促進</li> <li>・エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、温室効果ガスの削減に貢献する。</li> <li>・不燃・粗大ごみや資源物の処理に際し、効率的な資源物の回収に努める。</li> <li>・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。</li> </ul>
<p>第3次埼玉県広域緑地計画 (令和4年4月)</p>	<p>埼玉における緑の将来像である「多様で豊かな緑と共生する『埼玉』」の実現に向けて、以下の3点を踏まえて取り組むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の「環境」、「社会」、「経済」面の価値向上と可視化へ</li> <li>・市町村や多様な主体との連携・協働</li> <li>・身近な緑の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。また、植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。</li> </ul>

表 4.1.1-3 (1/2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（上尾市）

計画等	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第 6 次上尾市総合計画 (令和 3 年 3 月)</p>	<p>上尾市ではまちづくりを進める上での基本的な姿勢として、以下の4つの基本理念を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心・安全な暮らし</li> <li>・誰もが自分らしく</li> <li>・人とつながりのあるまちへ</li> <li>・持続可能な未来への責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強く、防災対策機能を備えた一般廃棄物処理システムを確保するなど総合的なごみ処理施設を整備する。</li> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、持続可能な循環型社会の形成に貢献する。</li> </ul>
<p>第 3 次上尾市環境基本計画 (令和 3 年 3 月上尾市)</p>	<p>望ましい環境像の実現に向けて、以下の 6 つの環境目標を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然との共生</li> <li>・公害の防止</li> <li>・快適環境の構築</li> <li>・循環型社会の形成</li> <li>・低炭素社会の構築</li> <li>・環境活動の活発化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて変更区域外への誘導、移植を検討する。</li> <li>・工事中に発生する濁水等の流出防止対策を徹底し、対象事業実施区域周辺の河川等に生息・生育する動植物への影響をできる限り低減する。</li> <li>・可燃物処理施設は、排ガス対策として法令等に定める規制基準等と同等以上の公害防止基準値を設定し、適切な処理を行うとともに、適正な運転・管理を実施する。</li> <li>・施設稼働に伴う騒音・振動については、法令等に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準値を設定し、適正な運転・管理を行う。また、設備機器は、できるだけ建屋内へ配置することや、防振架台を設置すること等の騒音・振動対策を行う。</li> <li>・焼却灰やばいじんの搬出あたっては、周囲に飛散させることのないよう配慮する。</li> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、持続可能な循環型社会の形成に貢献する。</li> </ul>
<p>上尾市都市計画マスタープラン 2020 (令和 3 年(2021)3月)</p>	<p>将来都市像である「みんなでつくるみんなが輝くまち あげお」の実現に向けて、まちづくりのテーマを「暮らしの場として選ばれるまち」と設定している。</p> <p>これらを踏まえて、街づくりの基本目標を以下のとおり定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「便利」と「快適」を実感できるコンパクトなまちの実現</li> <li>・暮らしの安定と都市の発展を支える「活力」のあるまちの実現</li> <li>・多世代が「安全・安心」に生活できる「魅力」あふれるまちの実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強く、防災対策機能を備えた一般廃棄物処理システムを確保するなど総合的なごみ処理施設を整備する。</li> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、持続可能な循環型社会の形成に貢献する。</li> <li>・可燃物処理施設は、排ガス対策として法令等に定める規制基準等と同等以上の公害防止基準値を設定し、適切な処理を行うとともに、適正な運転・管理を実施する。</li> <li>・施設稼働に伴う騒音・振動については、法令等に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準値を設定し、適正な運転・管理を行う。また、設備機器は、できるだけ建屋内へ配置することや、防振架台を設置すること等の騒音・振動対策を行う。</li> </ul>

表 4.1.1-3 (2/2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（上尾市）

計画等	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第 2 次上尾市緑の基本計画 (令和 3 年(2021)3 月)</p>	<p>緑の将来像を「皆で多彩な緑をつなぐ・ふれあう 共生可能なまちづくり」とし、以下の 3 つの柱を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“市民” “事業者” “行政” の 3 者が協働して、上尾市の多彩な緑をつなぎ、後世に受けつぎます。</li> <li>・緑や生き物の保全・再生と創出を図り、自然とふれあうことで生活の中で緑の潤いを感じるまちづくりを目指します。</li> <li>・人、緑、生き物の関係を自然との共生に基づくサイクルで位置づけ、緑や生き物の大切さを明確にします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。また、植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。</li> </ul>
<p>上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 (令和 5 年 3 月)</p>	<p>本計画の目標を達成するため、以下の 6 つの基本方針に基づいた施策を推進していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リデュースの推進によるごみ発生抑制</li> <li>・リユース・リサイクルの推進による資源循環</li> <li>・効率的な収集・運搬体制の確保</li> <li>・安心・安全なごみ処理体制の維持</li> <li>・不法投棄ごみの発生抑制</li> <li>・脱炭素社会に向けたごみ処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃・粗大ごみや資源物の処理に際し、効率的な資源物の回収に努める。</li> <li>・ごみ収集車両等は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市 粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。</li> <li>・災害に強く、防災対策機能を備えた一般廃棄物処理システムを確保するなど総合的なごみ処理施設を整備する。</li> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、持続可能な循環型社会の形成に貢献する。</li> </ul>
<p>第 3 次上尾市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) (令和 4 年 3 月)</p>	<p>削減目標（目標年度：2030 年度） 2014 年度（基準年）排出量： 18,505t-CO2 ※上尾市の全ての排出源を含んだ場合：54,944t-CO2 2014 年度（基準年）比： 51.0%削減（▲9,434t-CO2） ※上尾市の全ての排出源を含んだ場合：27.2%削減 ▲14,919 t-CO2 2030 年度排出量：9,071t-CO2 ※上尾市の全ての排出源を含んだ場合：40,025 t-CO2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、持続可能な循環型社会の形成に貢献する。</li> <li>・対象事業実施区域には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。また、植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。</li> </ul>

表 4.1.1-4 (1/2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項 (伊奈町)

計画等	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>伊奈町総合振興計画 後期基本計画 (2020- 2024) (令和 2 年 3 月)</p>	<p>「ずっと住みたい緑にあふれた安心・安全なまち」を将来像とし、将来像実現のための基本目標として以下のとおり定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心・安全なまちに暮らす</li> <li>・健康で心安らぐまちに暮らす</li> <li>・豊かな心を育むまちに暮らす</li> <li>・緑あふれる、にぎわいのあるまちに暮らす</li> <li>・町民と行政が協働するまちに暮らす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強く、防災対策機能を備えた一般廃棄物処理システムを確保するなど総合的なごみ処理施設を整備する。</li> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、温室効果ガスの削減に貢献する。</li> <li>・不燃・粗大ごみや資源物の処理に際し、効率的な資源物の回収に努める。</li> <li>・可燃物処理施設は、排ガス対策として、法令等に定める規制基準等と同等以上の公害防止基準値を設定し、適切な処理を行うとともに、適正な運転・管理を実施する。</li> <li>・工事中に発生する濁水等の流出防止対策を徹底し、対象事業実施区域周辺の河川等に生息・生育する動植物への影響をできる限り低減する。</li> <li>・計画施設における生活系排水は下水道放流または完全クロードとし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流または完全クロードとする。</li> <li>・対象事業実施区域には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。また、植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。</li> </ul>
<p>第 2 次伊奈町環境基本計画【改訂版】 (令和 2 年 3 月)</p>	<p>伊奈町総合振興計画に掲げられた町の将来像を環境面から実現するためのものとして、伊奈町の目標とする環境像を以下のとおり掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生き物の棲みやすい自然と共生するまち</li> <li>・環境への負荷が少ない、安全で快適なまち</li> <li>・資源やエネルギーを大切にすまち</li> <li>・みんなが環境のことを考え行動するまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。また、植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。</li> <li>・可燃物処理施設は、排ガス対策として、法令等に定める規制基準等と同等以上の公害防止基準値を設定し、適切な処理を行うとともに、適正な運転・管理を実施する。</li> <li>・不燃・粗大ごみや資源物の処理に際し、効率的な資源物の回収に努める。</li> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、持続可能な循環型社会の形成に貢献する。</li> </ul>
<p>伊奈町都市計画マスタープラン (平成 28 年 3 月)</p>	<p>将来都市像を「緑あふれ にぎわいのある 安心・安全なまち いな」の実現に向け、以下のとおり基本方針を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大切な自然環境と融合するまち</li> <li>・コンパクトでにぎわいのあるまち</li> <li>・環境にやさしいまち</li> <li>・協働のまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。また、植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。</li> <li>・可燃物処理施設は、排ガス対策として法令等に定める規制基準等と同等以上の公害防止基準値を設定し、適切な処理を行うとともに、適正な運転・管理を実施する。</li> </ul>

表 4.1.1-4 (2/2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項 (伊奈町)

計画等	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
伊奈町緑の基本計画 (平成 28 年 4 月)	<p>緑の将来像を「みんなでまもり育てる 緑豊かな伊奈町」とし、以下のとおり基本方針を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊奈町らしい緑をまもる</li> <li>・伊奈町らしい緑をいかす</li> <li>・伊奈町らしい緑をつくる</li> <li>・伊奈町らしい緑でつなぐ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。また、植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。</li> </ul>
伊奈町ごみ処理基本計画 (令和 5 年 3 月)	<p>基本理念を「ごみを減らし資源を活かすまちづくり」とし、基本方針を以下のとおり定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的・長期的な視点で考える 3 R の推進</li> <li>・地球温暖化対策推進への貢献及び周辺環境の保全</li> <li>・町民・事業者・行政が共に進める持続可能な社会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃・粗大ごみや資源物の処理に際し、効率的な資源物の回収に努める。</li> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、持続可能な循環型社会の形成に貢献する。</li> </ul>
第 4 次伊奈町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) (令和 2 年 3 月)	<p>町の公共施設における電気・燃料・水道・公用車燃料使用量及び町庁舎における用紙類使用量について、平成 25 年度を基準年度とし、令和 12 年度までに温室効果ガスの総排出量を、7.8%削減することを目標としています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、持続可能な循環型社会の形成に貢献する。</li> <li>・対象事業実施区域には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。また、植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。</li> </ul>

表 4.1.1-5 計画等の内容と対象事業における配慮事項 (上尾市・伊奈町)

計画等	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画 (令和 4 年 3 月)	<p>将来都市像を「緑あふれ にぎわいのある 安心・安全なまち いな」の実現に向け、以下のとおり基本方針を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的・長期的な視点で考える 3 R の推進</li> <li>・地球温暖化対策推進への貢献及び周辺環境の保全</li> <li>・住民・事業者・行政がともに進める持続可能な社会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃・粗大ごみや資源物の処理に際し、効率的な資源物の回収に努める。</li> <li>・可燃物処理施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行うことで、持続可能な循環型社会の形成に貢献する。</li> </ul>

## 2 回避又は低減の配慮を図るべき地域及び対象地域

### 2.1 法律又は条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域(対象事業実施区域の周囲3km以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲)における指定状況を表4.2.1-1に整理した。

対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域(銃)、地下水採取規制区域、農業地域、農用地区域、農業振興地域、市街化調整区域及び景観計画区域に指定されている。また、対象事業実施区域には埋蔵文化財包蔵地が存在している。

表4.2.1-1(1/2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等	
		対象事業実施区域	周辺地域		
自然保護関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防災関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	×	河川法	
	河川保全区域	×	×		
	地下水採取規制区域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	

注：○ 指定がある場合 × 指定がない場合

表 4.2.1-1(2/2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等
		対象事業 実施区域	周辺地域	
土地利用 関連	都市地域	○	○	国土利用計画法
	市街化区域	×	×	都市計画法
	市街化調整区域	○	○	
	その他都市計画区域における 用途地域	×	×	
	農業地域	○	○	国土利用計画法
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律
	農業振興地域	○	○	
	森林地域	×	×	国土利用計画法
	国有林	×	×	森林法
	地域森林計画対象民有林	×	×	
	保安林	×	×	
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物等 (県指定・市指定・町指定・国 登録)	×	○	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	上尾市文化財保護条例
	埋蔵文化財包蔵地	○	○	伊奈町文化財保護条例
景観 保全	景観計画区域	○	○	埼玉県景観条例・埼玉県景観計画

注) ○：指定がある場合×：指定がない場合

## 2.2 その他の配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域には、表 4.2.2-1 に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 4.2.2-1 (1/2) 配慮されるべき地域とその分布

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無	
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域は存在しない。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存在する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に環境の保全対象となる施設や住居が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。	×	閉鎖性水域等は分布しない。
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に水道水源域及び湧水池が分布する。
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。	○	対象事業実施区域は主として農用地となっている。
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。	×	対象事業実施区域は主として農用地であり大規模な土地の改変は行わない。
	重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。	×	周辺地域に重要な地形、地質及び自然現象はない。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。	○	河川洪水による浸水の発生は予想されていないが、内水による浸水が発生した実績がある。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域では貴重な種が生息・生育している可能性がある。
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	生態系保護上特に重要な地域は分布しない。
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。	△	周辺地域では貴重な種の生息・生育空間が分布している可能性がある。

注： ○ 対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

× 対象事業実施区域及びその周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在しない。

△ 対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

表 4.2.2-1 (2/2) 配慮されるべき地域とその分布

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での 該当の有無	
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等、埼玉県原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。	×	傑出した自然景観等の景観資源は分布しない。
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域では屋敷林、社寺林等が存在する。
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	×	すぐれた自然の風景地は分布しない。
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場が分布する。
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。	○	対象事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地が存在し、周辺地域にも国、県及び市指定の文化財が分布する。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。	○	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める計画とする。
	温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	○	温室効果ガス等の排出抑制に努める計画とする。
	温室効果ガスの吸収源整備に努めること。	○	温室効果ガスの吸収源整備に努める計画とする。

注： ○ 対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

× 対象事業実施区域及びその周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在しない。

△ 対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

### 3 対象事業の立地回避が困難な理由

#### 3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

構成市町である上尾市及び伊奈町は、これまで、各々が所有するごみ処理施設で一般廃棄物の適切な処理を行ってきた。

構成市町の各ごみ処理施設は、基幹的設備改良工事を実施するなど、ごみの適正処理に努めてきたが、施設の老朽化による施設の安定稼働が懸念され、今後、安定かつ効率的なごみ処理を継続するために、後継施設の検討が必要になっている。

一方、ごみ処理の広域化について、埼玉県は「安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制の構築を進めるため、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化」を推進している。

このような状況において、上尾市及び伊奈町では、平成30年6月「上尾市伊奈町ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結、広域でごみ処理を行うこととし、平成30年8月「上尾・伊奈広域ごみ処理協議会（以下「協議会」という。）」を設立した。

建設候補地については、公募実施による候補地、協議会での抽出候補地をあわせた候補地を抽出するとともに、「上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議」で策定された候補地評価基準に照らし、評価点の最も高くなった候補地について、協議会において対象事業実施区域とすることを決定した。

#### 3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

新施設の供用開始時期を令和15年度として本事業を進めており、対象事業実施区域については、平成30年10月から令和2年8月までの約2年をかけて選定作業を進め、対象事業実施区域を決定した。

対象事業実施区域以外の新たな用地を求めた場合、新施設の令和15年度供用開始は遅れることとなることから、対象事業実施区域の変更は困難なものである。

#### 4 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

計画策定の段階において、表 4.2.2-1 に示した内容を考慮し、対象事業における影響の回避又は低減措置について検討を行った。

対象事業における影響の回避又は低減措置は表 4.4.1-1 に示すとおりである。

表 4.4.1-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成段階までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	排ガス濃度（公害防止基準）は、法令に定める規制基準値等と同等以上の厳しい公害防止基準値とする。 生活系排水は下水道放流または完全クロズドとし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流または完全クロズドとする。	周辺地域に環境の保全対象となる施設や住宅があることから、これら保全対象となる施設や住宅への影響の回避又は低減に努める。 対象事業実施区域における工事においては、土地の改変量抑制に努めた計画とする。	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、郷土種を採用する。	現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺地域において貴重な動植物が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、生息、生育空間の分断の回避に努める。	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、樹種は地域景観等に配慮し、郷土種を採用する。 また、対象事業実施区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地については、関係機関と協議のうえ、適切に対応する。	周辺地域の自然環境、水辺や身近な緑等の地域住民が日常的に自然とふれあう場や国、県又は伊奈町指定の文化財への影響の回避又は低減に努める。	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	可燃ごみ等の焼却処理により発生する熱エネルギーを有効に活用するため余熱利用として、発電や熱利用を行う。 本施設でのエネルギー回収率は20.5%以上を確保する。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める計画とする。 温室効果ガス等の排出抑制に努める計画とする。 温室効果ガスの吸収源整備に努める計画とする。	特になし